

## グループホーム ケアホーム伊丹

### 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護サービス運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人尚和会が設置する、介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護事業グループホーム「ケアホーム伊丹」(以下「事業所」という)において実施する介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 この事業所が実施する事業は、認知症状を伴い要介護状態又は要支援2と認定された入居者(以下単に「入居者」という)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、家庭的な環境のもとで、心身の特性を踏まえ、入居者の認知症状の緩和や悪化の防止を図り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適切な介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当事業所は、入居者の有する能力に応じ、共同生活介護計画に基づいて、家庭的な環境のもとで入浴、排泄、食事等の日常生活を営み、自立した生活ができるよう介護その他の必要な援助を行なう。

2 当事業所は、入居者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として入居者に対し身体拘束を行わない。

3 当事業所は、入居者の所在する市町村、バックアップ施設の介護老人保健施設、協力医療機関に加え、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、その他居宅サービス事業者、医療保険サービス及び福祉サービス提供者と綿密な連携をはかり、入居者が地域において総合的サービス提供を受けることができるよう努める。

4 当事業所では、明るく家庭的雰囲気を重視し、入居者が「えがお」で「個性豊か」に過ごすことができるようサービス提供に努める。

5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対して生活上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに入居者の同意を得て実施するよう努める。

6 当事業所は、医師が回復の見込みがないと診断した入居者について、入居者又はその家族等の同意を得て、入居者の介護に係る計画を作成し、医師、看護師、介護職員等が共同して、入居者の状態又は家族の求め等に応じ随時説明を行い、同意を得て介護を行う(ターミナルケア)。

(事業所の名称及び所在地等)

第4条 事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- |           |                 |
|-----------|-----------------|
| (1) 事業所名  | グループホーム ケアホーム伊丹 |
| (2) 開設年月日 | 平成13年11月 1日     |
| (3) 所在地   | 兵庫県伊丹市大野1丁目3番地2 |

(4) 電話番号 072-777-7272 FAX 番号 072-777-7272

(5) 介護保険指定番号 グループホーム (2873300517)

(従業者の職種、員数)

第5条 当事業所の従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- |            |                       |
|------------|-----------------------|
| (1) 管理者    | 1人 (常勤)               |
| (2) 計画作成担当 | 2人 (常勤職員うち1人は介護支援専門員) |
| (3) 介護従事者  | 8人 (常勤職員) 2人 (非常勤職員)  |
| (4) 看護職員   | 1人 (常勤兼務) 1人 (非常勤)    |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、事業所に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 計画作成担当者は、入居者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、その目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）を作成する。
- (3) 看護職は、日頃の体調管理と主治医に指示の基に投薬、リハビリ等を行う。利用者のサービス計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護従事者は、介護計画に基づいた介護サービスの提供を行う。

(利用定員)

第7条 当事業所の行う介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護の定員は、1ユニットを6人とし、2ユニットで12人とする。

(介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護のサービス内容)

第8条 当事業所のサービスは、介護計画に基づいて、入居者の心身の状況に照らして行なう援助及び介護を行い、利用者が家庭的な環境のもとで自立した日常生活を営めるよう、入居者と共同して行なうよう努めます。

- 2 当事業所は、介護計画が作成されるまでの間も、入居者の希望、状態等に応じて、適切なサービスを提供し、介護計画作成後においても、入居者及びその家族の希望等、その実施状況を把握し、必要に応じて介護計画を変更します。

(入居者負担の額)

第9条 入居者負担の額を次のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受けるものとする。
- (2) 保険給付外の利用料として、家賃、食材料費用、理美容代、その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、入居者に負担させることが適当と認められる費用等を、別に定める利用料金表により支払いを受けるものとする。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

- 第10条 当事業所が行う介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護状態又は要支援2であって認知症の状態にあるもので、少人数による共同生活を営むことに支障がない者。(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にあるものを除く。)
- 2 入居申込みの際には、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。
  - 3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
  - 4 入居者の退居の際には、入居者及び家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や保健医療、福祉サービス提供者との密接な連携に努める。
  - 5 入居者の喫煙の際には、全面禁止とする。

(非常災害対策)

第11条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所職員を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立会う。
- (4) 常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、事業所職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難) 年2回以上  
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
  - ② 非常災害用設備の使用方法的徹底 随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても、「ケアヴィラ伊丹・ケアホーム伊丹消防防災マニュアル」に準じて対処する体制をとる。

(職員の服務規律)

第12条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入居者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、自己研鑽、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第13条 事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第14条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人尚和会「ケアホーム伊丹」の就業規則による。

(職員の健康管理)

第15条 職員は、労働基準法、労働安全衛生規則に準じた健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第16条 入居者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、関係法令及び諸規則に準じて衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

(守秘義務)

第17条 事業所職員に対して、事業所職員である期間及び事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、事業所職員等が本規程に反した場合は、就業規則の罰則規定によるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入居定員及び居室の定員を超えて利用させない。

2 運営規程の概要、事業所職員の勤務体制、協力病院、入居者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。

3 上記、本運営規程に記載のない事項については、そのつど介護保険関連政省令及び通知を基準として対処するものとする。

付則

この運営規程は、平成19年 4月 1日より施行する。

この運営規程は、平成21年 9月 1日より施行する。

この運営規程は、平成22年 5月16日より施行する。

この運営規程は、平成23年 4月 1日より施行する。

この運営規定は、平成25年 6月 1日より施行する。